返戻金制度
求職者が入社後、自己都合による退職もしくは求職者の責による解雇となった場合、求人者より受領した報酬の一部を返金する制度です。 1. 入社日から1箇月以内に雇用契約が終了した場合:報酬の80% 2. 入社日から1箇月超3箇月以内に雇用契約が終了した場合:報酬の50% 3. 入社日から3箇月超6箇月以内に雇用契約が終了した場合:報酬の 5%